

地域産業委員会 令和4年6月17、20日
スポーツ・文化・国際都市部 資料1番
所管 文化振興課

## 公益財団法人大田区文化振興協会本部事務所等の仮移転について

### 1 概要

(公財)大田区文化振興協会の本部事務所がある大田区民プラザは、特定天井改修その他工事のため、令和5年3月1日から令和6年4月30日(予定)まで、供用停止となる。

そのため、同協会の本部事務所等も仮移転し、他施設において業務を行う。

### 2 仮移転先

- ・本部事務所(理事長、事務局長、管理課、文化芸術振興課)  
大森まちづくり推進施設4階(大田区山王二丁目3番7号)
- ・大田区民プラザ施設担当  
大田区民ホール・アプリコ(大田区蒲田五丁目37番3号)  
※供用停止期間終了後の大田区民プラザ利用に係る申込み受付、打合せ等を行う。

### 3 仮移転期間

上記、大田区民プラザの供用停止期間内の予定

### 4 広報

- (1) (公財)大田区文化振興協会ホームページ、SNS、情報誌等
- (2) (公財)大田区文化振興協会による管理代行施設内掲示板等
- (3) 区ホームページ、区報等